

「支援機関営業管理システムに係る改修等業務」の契約事前確認公募要領

令和7年 11月 13日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
広報・情報戦略統括室長 佐藤 慎之

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

1. 当該招請の趣旨

中小機構は、地方自治体、地域の支援機関(商工会議所や商工会等)や他の政府系機関等(以下、単に「支援機関」という。)と連携しながら、中小企業の多岐にわたる課題解決や事業基盤の強化、成長に向けた取り組みをサポートしており支援機関に対して地域本部を中心に施策紹介や講習会等を行っている。支援機関への接触や講習の開催情報は、以前は現状地域本部ごとに管理されており、各施策を取りまとめる本部でも、地域本部とは別の入力/集計フォーマットを使用し管理していた。こうした背景から、令和4年度、機構全体で情報を一元管理化しデータ活用するため、「支援機関営業管理システム(以降、当システム)」を開発した。本業務は、当システムの改修等を行うものである。

請負先選定においては、支援機関営業管理システムの業務・基盤の仕様を正確に把握し、かつ、技術的に十分な保守体制が取られていることが重要でありそのためには現行請負事業者に蓄積された経験・スキル等が必要であることから、以下のとおり事前の確認公募方式で請負先業者を調達するものである。

公募確認の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、現行請負事業者との契約手続に移行する。一方で、応募要件を満たすと認められる者が存在した場合は、現行請負事業者と当該応募者で、総合評価落札方式に基づく一般競争入札の請負業者選定に移行する。

2. 業務概要

(1) 業務名

支援機関営業管理システムに係る改修等業務

(2) 業務期間

令和8年4月1日(予定)～令和10年3月31日

(3) 履行場所

参加事業者が入札説明書に従って選定する場所で機構が認めるもの

(4) 業務内容

本業務では、支援機関営業管理システムに係る以下業務の調達を行うものである。

- ・改修・保守
- ・引継ぎ

3. 応募要件

(1) 機構の契約事務取扱要領第2条及び第3条の規定に該当する者ではないこと。

※中小機構の契約事務取扱要領については、次のURLを参照のこと。

<https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/index.html>

- (2) 中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者ではないこと。
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等:情報処理」又は「役務の提供等:ソフトウェア開発」の「A」「B」または「C」の等級に格付けされた者であること。
- (4) 品質管理体制について、ISO9001基準もしくはCMMIレベル3以上又はそれに類する同水準の品質管理体制を有していること。
- (5) ISMS認証、ISO/IEC27001認証、JISQ27001認証、プライバシーマーク又はそれに類する同水準の認証を取得していること。
- (6) 情報システム開発又は保守プロジェクトの責任者として、プロジェクト計画の作成、要員等プロジェクト遂行に必要な資源の調達、プロジェクト体制の確立及び予算・納期・品質等の管理を行い、プロジェクトを円滑に運営した実績を有する担当者を配置することができること。
- (7) 当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (8) 機構または経産省発注契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (9) 現在、機構の専門家として業務委託契約を締結している者または専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。
- (10) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者ではないこと。

※応募要件に関して不明な点などがあれば、4. 手続き等に記載の担当部署まで問い合わせること。

4. 手続き等

(1) 担当部署

応募先および問合せ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 広報・情報戦略統括室 総合情報戦略課 津田

住所:〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門37森ビル7階

電話:03-5470-1521 E-mail:tsuda-r@smrj.go.jp

※受付時間 10:00~18:00 月~金曜日(祝祭日を除く)

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所および方法

期限:令和7年12月2日 16時00分

場所:(1)に同じ

方法:持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(メール)。

【提出書類】

① 参加意思確認書(様式1)

② 資格決定通知書(全省庁統一資格)写し

※新たに入札参加資格を得ようとする者であって申請を行ったものの、参加意思確認書の提出期限までに資格決定通知書の交付を受けていない場合は、申請書類(写し)を提出してください。

※提出書類に関して不明な点などがあれば、上記の担当部署まで問い合わせること。

(3) 資料の閲覧

現在運用中の支援機関営業管理システムの設計関連資料の閲覧を希望する場合は、令和7年11月26日 18時00分までに、(1)担当部署にメールで申し込みを行うこと。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 一般競争入札(総合評価方式)による公告を行うことになった場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構情報セキュリティ管理規程(規程19第65号)を遵守すること。

以上